

## 河川・水路占用料金表

横浜市河川占用料条例 別表(第2条第1項)

横浜市下水道条例 別表第3(第34条第1項)

種 別		単 位	新料金	旧料金
			R3.4～	H30.4～R3.3
			(円)	(円)
土地 占 用 料	通路	幅員が2.5メートル以下のもの	260	250
		幅員が2.5メートルを超えるもの	1,000	970
	貯木場、いかだの係留場その他これらに類するもの		660	660
	電柱	第一種電柱	3,100	3,000
		第二種電柱	4,700	4,700
		第三種電柱	6,400	6,300
	電話柱	第一種電話柱	2,800	2,700
		第二種電話柱	4,400	4,400
		第三種電話柱	6,100	6,000
	その他の柱類(支線、支線柱)		280	270
	送電塔		5,500	5,400
	水管、ガス管、引水管、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.07メートル未満のもの	120	110
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	170	160
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	250	240
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	330	330
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	500	490
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	660	650
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,200	1,100
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,700	1,600
	外径が1メートル以上のもの	3,300	3,300	
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	380	360	
	幅員が2.5メートルを超えるもの	1,300	1,200	
棧橋		5,500	5,400	
鉄道、軌道等の用に供するもの		5,500	5,400	
工事用施設及び工事用材料置場		16,800	14,400	
その他のもの		5,500	5,400	
流水 占 用 料	鉱工業その他の用に供する場合		4,949	4,949

改定した占用料

(備考)

1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。